

止めよう! 変形労働制 130

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.130

全北海道教職員組合

2020.2.26

変形労働制について、道教委が市町村教委・道立学校長宛に通知 学校での制度活用判断にあたっては、 「校内全体での共通理解が必要」と明記

●職員向けリーフレットに、「校内での共通理解」が重要であると明記

道教委は、本日、市町村教委と道立学校長宛に、変形労働制について通知を出しました。

職員向けリーフレットには、「一方的に活用させる制度ではなく」として、学校での制度活用にあたって「校内での共通理解」が重要であると記載されています。

◆ 本制度を活用するに当たっては…

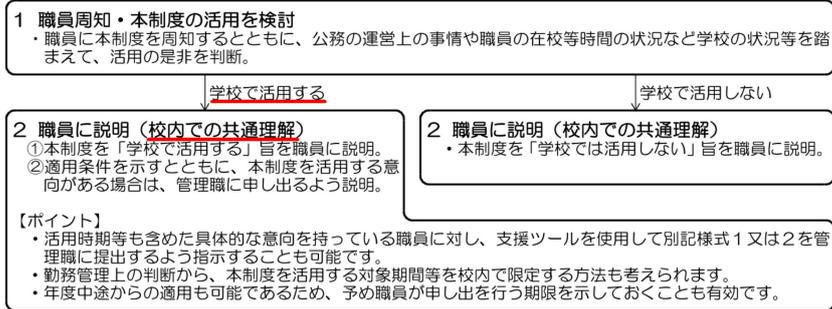
- 本制度は、校長が職員に一方的に活用させる制度ではなく、**職員と話し合いを行い、個々の事情をよく酌み取った上で、お互いに共通認識を持って活用**されるものです。本制度を活用したい場合は、「活用するための条件等」を満たすことができるかどうかを確認した上で、校長に申し出て、よく話し合ってください。
- また、本制度の活用にあたっては、円滑な学校運営を図る観点から、**校内で共通理解を図ることも重要**です。
- なお、職員が活用を申し出たとしても、勤務時間の割振りは、**最終的には学校運営全体を考慮して校長が決定**するものであり、必ずしも、本制度を活用できるとは限りませんので、留意してください。

●管理職向けフローチャートにも、「校内での共通理解」が明記されている

また、管理職向け資料には、「活用までの流れ」を説明するフローチャートに、「学校で活用する」と判断する際の手順として「職員に説明（校内での共通理解）」と、はっきり書かれています。

個別の活用判断ではなく、学校としての活用判断に際して「校内での共通理解」が必要なのですから、導入反対の声がある中で一方的に活用判断することができない仕組みであると、道教委が示しているのです。

1 活用までの流れ



●「校内での共通理解」なしに、学校として制度活用を判断できないことの確認を

「校内での共通理解」なしに、学校として制度活用の判断ができないことが、道教委が通知した資料にも明記されているのですが、この制度が非常に複雑であるため、校長がこうした対応を十分に理解して運用されるとは限りません。

各学校で、校長の不理解による不適切な対応が生じることのないよう、管理職に対し「校内での共通理解」が必要な制度の仕組みであると伝えることが重要です。